

人口の動き

2月末日現在

( )は1月末との比較

人口 5,838人(+6人)

男 2,892人(+7人)

女 2,946人(-1人)

世帯数 1,272世帯(+1)

出生 8 死亡 7

転入 6 転出 1

広報

わしま

発行  
和島村役場企画課

発行日  
昭和53年4月1日

印刷所  
第一印刷所

世界一の日立より2点を獲得

日立チーム6人对ママさんチーム14人の試合、約8分で21点对2点



日立世界一の技を披露

体育館完工の「こけらおとし」として日立バレーボールチームを招へいし、二十日、二十一日の両日にわたりバレーボール指導会と模範試合などを行い、村民の皆さんから観覧していただきました。初日の二十日は北辰中学校の生徒及び近郷の中学生に対するバレーボール教室を開き、米田一典監督を中心にバス、レシンプ、トスなどの指導を四十分にあたりうけました。

その後、模範試合や練習がありました。テレビとは違って目で見てつけられる迫力にたえずのんで見入っていました。

また、二十一日はバレーボール教室の対象者が婦人バレーや体育協会の皆さんと入れ代わりでしたが、春分の日とあって、早朝から世界を代表する選手を一目みようと集まった観衆で満員となり、前日に劣らぬ盛況を呈しました。

世界一のセッター松田紀子主将やジャンプスパイカー白井貴子選手らが、猛烈なスパイク、時間差攻撃、回転レシーブなどの妙技を次々と披露して観衆から盛んな拍手が送られていました。

4月の心配ごと相談

日時……5日、15日、25日

午前10時から午後3時まで

場所……福祉センター

内容……生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、身障相談、職業相談、その他

ゴミ収集(地域日割表)

地域別	島崎(小谷を除く) 小妙 谷法寺	上野、三瀬、根小、丘	三瀬、根小、丘、高坂	谷、荒巻、之	北、荒巻、之	土、小、島、谷、小、野、野、東、保、内、村、田	中、島、谷、野、高、梅、田	小、島、谷、野、高、梅、田	谷、野、高、梅、田
月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険物	第1水よう日	第2水よう日	第3木よう日						

保健衛生行事(4月1日~5月15日)

日	5/8	20	13	4/10	月
木	木	木	木	月	曜
妊婦検診	リハビリクリニック	ポリオ生ワクチン投与	妊婦検診	リハビリクリニック	種目
〃	四月に同じ	昭和51年11月1日~52年10月31日までの出生児	妊婦	卒中後遺症者機能訓練	対象
					時間
	午後一時三十分~三時	午前十一時~十時	午後一時三十分~二時三十分	午前九時~十時	場所
	福祉センター	与板保健所	福祉センター	与板保健所	

保健衛生関係事業の変更について

四、五月の乳児検診は中止

昨年まで各世帯に配付していた、年間保健衛生事業計画書の配付を、本年度から廃止します。(会場等の都合により、変更、延期や中止した場合の連絡が、周知徹底しないため。)四月からの検診日は、現在も実施している、毎月発行の「広報わしま」の保健衛生事業欄を、一部変更して、お知らせします。

検診対象の乳幼児のおられる方や、妊産婦の方は、必ず「広報わしま」をご覧ください。又検診内容等くわしく知りたい方は、地区の母子保健推進員か、役場母子保健係に問い合わせ下さい。

なお、法定伝染病予防接種、成人病、結核検診等は、従来通り該当者に直接通知します。

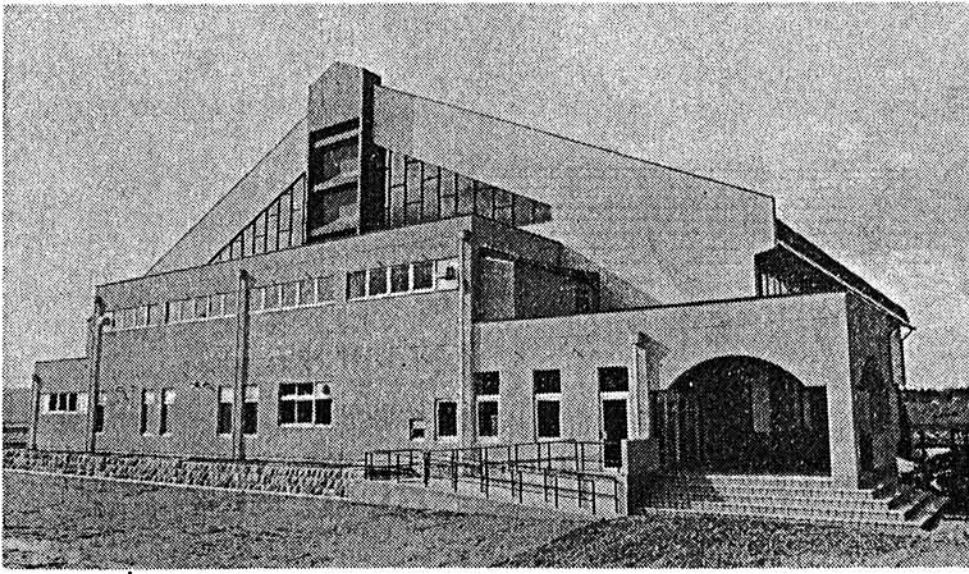
四月五月の乳児検診は、会場等の都合により中止します。六月からは例年通り実施します。但し、四月と五月に満三ヶ月に達した乳児には、指定医療機関による健康診断無料診券を、直接該当者に送付します。



# 労働大臣代理を迎え完工式

長年の念願だった体育館（和島農村勤労福祉センター）新築工事が完工し、先月二十日、完工式を行いました。

この体育館は二月二十一日に完工したもので、式典には労働大臣代理、雇用促進事業団理事長代理、祝電披露がありました。関係者に対する感謝状の贈呈があり、衆参両院議員の祝辞などのほ



式典は村長式辞につづき、工事関係者に対する感謝状の贈呈があり、衆参両院議員の祝辞などのほた、祝電披露がありました。関係者に対する感謝状の贈呈があり、衆参両院議員の祝辞などのほ

## 申込手続き

- 一、使用申込み  
使用する日の三ヶ月前から受付ます。直接教育委員会事務局で「使用許可申請書」により使用する七日前までに手続きをしてください。（電話による申込みは、まちがいがおこりますのでお受けしません。）
- 二、使用の許可  
使用の許可は、使用申込みの日から一週間以内に決定し通知します。
- 三、使用料  
使用料は、使用許可証とひきかえに前納してください。いったん納めた使用料は特別の場合を除いてお返ししません。
- 四、使用許可の取消  
使用条件に違反するなど、その使用が不適当と認めるときは、使用を停止し、または、使用の許可を取消することがあります。

## 使用料金

時間帯	使用区分				
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時まで
入場料等を徴しない場合	2,000	3,000	5,000	5,000	10,000
目的とする場合と異なる場合 （体育館内を目的とする場合を除く）	8,000	12,000	20,000	20,000	40,000
目的とする場合と異なる場合 （体育館内を目的とする場合を除く）	4,000	6,000	10,000	10,000	20,000
入場料等を徴する場合	24,000	36,000	60,000	60,000	120,000
一般	成人 100	100	200	100	300
	未成年者 50	50	100	50	150

## 昭和53年度予算

若い村づくりの重点施策を中心に  
昭和五十三年度予算  
総額 八億五千七百万円

昭和五十三年度一般会計予算案を審議した村議会は、三月十六日特別委員会に付託されていた全議案について審議結果の報告を求めたのち原案どおり可決して閉会しました。

一般会計の予算規模は、八億五千七百三十万円で前年に比べて、二千二百五十万円の増でした。伸び率は二・七％と昭和五十二年の五二・二％の伸びに比べて僅かでありましたが、前年から引続いた若い村づくりを主要事業とした内容となっております。村長は予算提案にあたって次のように所信を表明されました。

昭和五十三年度一般会計予算のご審議をお願いするに当り予算を通して施策の基本方針を述べ村民の皆様のご理解と議会各位の特別のご協力を得たいと存じます。

私はちょうど一年前のこの機会に村政の基本は何としても健全財政であることを強調し財政と行政の歯車が確実にかみ合いながら住民の福祉を向上推進することが、私の信念であり且つ施政の基本的態度であることを申し述べました。この基本姿勢にもとることなく予算執行にとりくんでまいりました。本年もその方針を堅持して

ゆく所存であります。昭和五十二年について振り返って見ますと、国の内外をとわず経済の動向はきびしく国が当初予想した内需の拡大を通じて持続的な景気の回復をはかることが予想に到達せず、経済成長率も六％を割る結果となりました。その所産として中小企業はもとより大型企業の倒産が後を絶たず、雇用不安のうちに年を越しました。

村といたしましては、このような背景環境にありながらも、村民各位のご協力によって当初計画通り桐島小学校改築及び農村勤労福祉センターの大事業を完成し、年度途中においては、日本海コンクリート株式会社からの土地買受けという緊急事態に直面し、当面土地開発公社に委託して之を買受けました。之等の関連費を含めて、さきに議決を頂きましたように、村としては空前の十億円の大金にのる予算を執行してまいりました。更に年度末決算におきましては、未確定ながら十一億円に手の

届くことが予想されます。村民各位並びに議会各位のご支援の賜と感謝を申しあげる次第であります。

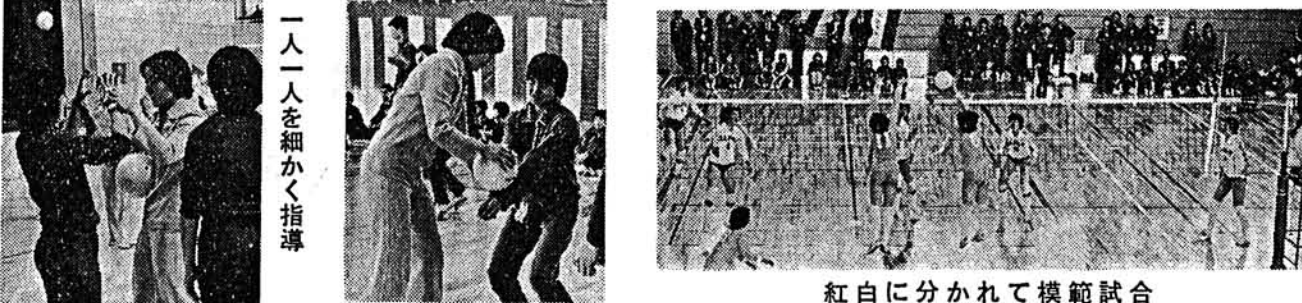
さて新年度においては、国は経済成長率を七％達成に目標をおき景気浮揚を最優先させることとしこれが手段として積極的な財政主導をもって内需の拡大をはかることにいたしました。現在国会で審議されております予算は総額三十四兆二千九百五十億円の巨額であり、前年対比二〇・三％の大巾増であります。景気浮揚のための公共投資は五兆一千八百三十五億円であって三四・五％の史上最高の伸びを示しております。

この財源内容は赤字国債発行額十兆九千八百五十億円であってその依存度は三二％とされておりまして、また地方財政計画は三十四兆三千三百九十六億円と前年対比一九・一％となっておりますが、この内容も国の一般会計と同様地方債四兆百六億円と構成比では一一・

七％と前年を一・二％上廻り、率では三二・九％の総計の伸びをはるかにこえています。この外に地方債計画として他会計分を合わせ六兆二千九百七十七億円が計画されています。何れにしても地方財政においてもその基調は地方債に依存することになっていきます。国、地方公共団体とも大型予算の裏は起債に依存した内容という極めてきびしいものであります。

これらの国の一般会計、地方財政計画の内容を点検いたしますと、地方公共団体に直接関係のある歳入項目について見ますと、地方交付税は前年対比二・三・四％増の七兆四百億円、地方道路譲与税が一・四・九％、自動車重量税と二・九％増となっております。

これらの地方財政計画をふまえて、村の歳入を推計し財源の確保をはかった次第であります。本年は広報わしまに登載した、年頭のごあいさつの中で申しあげましたように、心も身体も健やかで若々しい村づくりの基盤をつくることに重点をおくことにしております。その一環として本年は勤労者及び若い世代から強い要望のあった野球場を建設することにいたしました。その内容は重復の煩を避けることといたしますが、体育館、福祉センター、或はこの野球場に村民が集いプレーすることによって生み出す協調と連



紅白に分かれて模範試合

火事・救急は119

横断は 見るくせ 待つくせ 止まるくせ



中に、村民税の法人分のみが百五十二万一千円と大巾に減っており、これは国内経済全体を覆っている産業界の不振、経済低迷の中で本村の各企業に於いてもその徴候が見受けられた結果であります。

地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税等に依存する一般財源は、五十二年決算見込に新年度の国の予算計上の伸びを勘案して計上いたしました。このうち普通交付税は一般財源の大半を占めますので慎重に推計をいたしました。国の伸び率は二三・四％であり、過去の実績からその儘の伸び率は当然採用が出来ないのであって諸々の資料を参考として三億三千万円を計上いたしました。同様に算定した特別交付税とあわせて一般財源に占める割合は六四・八％であります。

村債は総額九千三百万円でありまして前年度に比べて五百三十万円の減となりましたが、これは桐島小学校の教育債と災害復旧債で四千七百六十万円減額によるものが主要原因であります。土木債については国の公共投資による景気浮揚を反映させ、前年対比五七％の大巾伸び率による七千五百三十万円を計上いたしました。

村債につきましては、世代間負担の均衡をはかり、遅れている社会資本の整備を配慮した結果であります。

りますが、公債比率にも留意しこのように計上し、その交付決定に努力することいたしました。

次に特定財源であります。国庫補助金として工場再配置促進費補助金五千七百二十八万五千円を計上いたしました。これは農村工業導入地区に立地した企業に係る補助金でありまして後段申しあげます村営野球場建設の主要財源となるものであります。

次に県支出金の中には第二次林業構造改善事業に係る補助金三千二百万円が計上してございます。その他分担金使用料諸収入等を加えまして、一般会計の規模は、八億五千七百三十万円となり、前年対比は額にして二千二百十五万円、率にして二・七％の増となりました。一的財源の総額に占める割合は六四・三％であります。

以上の財源は村民皆様の貴重な血税が主でありまして、これの配当には公正を旨として重点施策に配分することに意を注ぎました。その為には前年にも増して経常的物件費支出の抑制に努め、定員管理による人件費の増を戒しめ、財源の効率ある活用をはかった次第であります。

歳出各款の説明をいたします前に、本年の主要事業についてその概要を申しあげます。

年頭のごあいさつにも申しあげましたように、工場再配置促進費

補助金を財源として野球場建設を計画いたしました。

この事業は島崎八幡林の村有地四九三〇八平方米の一角に軟式の公式戦が出来よう設計されたものであります。用地の造成は陸上自衛隊によって四月下旬に着手し、六月末には完成することにしてあります。それから本工事事を発注し、シーズンに間にあわせるよう計画してまいります。

次に第二次林業構造改善事業に取りくむこととあります。この事業は林道、基幹作業道を開設し、林産物生産施設を整備し、林地開発の主目的の外、遊歩道、観光道等の道路にも利用される多目的なものであります。この事業の性格から本村地域のみに係るものでありませんで、三島郡北部五ヶ町村の広域処理業務として効率ある投資を行うものであります。事業費総額四億七千二百万円の巨額にのぼり四ヶ年の長期に亘って行うものであります。出雲崎町中永地区から三島、与板を経て和島村に到り寺泊町矢田地内に終る基幹作業道の外、県町村道からは林道を開設連絡してその機能を發揮させるものであります。本村に係る総事業費は一億二千八百万円となります。

次に広域処理の事業として長岡三古各町村が共同して行うミニコロニー施設を越路町地内に建設することになりまし。

ることになりまし。その負担金を三ヶ年に亘って支出するよう債務負担行為を含めて予算計上いたしました。

以上が新規主要事業の概要であります。が、就任以来の重点施策はかわることなく継続して行うよう所要の措置を講じました。

以下項目を追って概要を申しあげます。

その第一は生活関連社会資本の整備であります。基幹道路整備も概ね完了し、生活道路の舗装整備に重点をおくことにいたしました。

前年に引続き防火水槽を三基設置することにして消防力を増強し生命財産を守ることに留意いたしました。

第二の社会福祉につきましてはは国県の福祉政策に対応して医療費給付を始め、公衆衛生行政を村全般にわたって推進す

歳入 857,300千円					
地方交付税	村税	国庫支出金	村債	県支出金	その他
357,000千円 (構成比41.6%)	154,833千円 (18.1%)	93,368千円 (10.9%)	90,300千円 (10.5%)	77,066千円 (9.0%)	84,733千円 (9.9%)
歳出 857,300千円					
総務費	土木費	農林水産業費	教育費	民生費	その他
230,313千円 (構成比26.9%)	150,799千円 (17.6%)	97,697千円 (11.4%)	92,909千円 (10.8%)	91,326千円 (10.7%)	194,256千円 (22.6%)

る建前から、保健婦二名に係る所要経費を国保会計から一般会計に移管し、その活動力充足をはかることにいたしました。

勤労者の雇用促進、就労安定の為に昨年の体育館合築事業について本年も村営野球場建設費として八千七百七十五万三千円を計上いたしました。

第三の施策である環境保全対策としては、清く澄んだ空気と水を保全し、村民の健康を守る為に常時監視、管理の原則を怠ることなく続けてゆきたいと考えてあります。

交通安全施設の整備を年次的に行い、関係機関の協力を得て村民に交通道徳の徹底をはかるよう努力したいと考えております。

第四は農林業の振興について申しあげます。

本村の主産業たる農業については、本年から新しく水田利用再編対策指導と併せて買上数量の規制が強化されました。いわゆる生産調整であります。これは好むと好まざるにかかわらず推進しなければならぬ状況にあります。

農業経営の苦しみは、充分お察しいたしますが、国の施策を推進すると同時に村費を計上してこの事業が円滑に進むよう配慮いたしました。

更に今日の農業をとりまく情勢に対処して地域における農業のあ

り方について地域農家の意向を調査し、之が対策の方途をみいだすよう調査費を計上いたしました。

次に商工業の振興であります。商工会の基盤が強化され会員の指導充実を期待し側面からの財政援助を行っております。地方産業育成資金貸付金についても総枠を増額し、個人貸付の限度額を引きあげることにいたしました。

最後に教育文化スポーツの振興をはかることに重点をおきたいと考えております。

教育施設は年次計画に基いて整備充実し、経常的な施設の補修を行い、教材の充実を留意してまいります。

福祉センター、体育館、野球場と社会教育スポーツ振興の場は完備いたしますので、単に施設投資に終ることなく、之が完全利用をはかってその効果を生み出してゆかなければなりません。その為には之を動かす人に焦点をあてる必要がございます。昨年発足した社会教育推進員制度を拡充し、之が統かつのしようにあたる公民館長を常勤の態勢にあるよう選任し、之を介助する専任職員を常在せしめ、公民館活動、コミュニティ活動が積極互つ円滑に行われるよう配慮いたしました。

以上が予算全般の概要であります。

国、県においてはそれぞれ国県

債を発行し、公共投資を敢行して景気浮揚をはかることを第一義とされており、村としても将来に禍根を残さない限り積極的に村債を利用し以て社会資本の充実整備をはかることが、此の時機においては最も肝要なことと考え、弾力性のある財政構造堅持を配慮しながら予算の大型化にとりくんだつもりであります。

その結果として、

投資的経費 三七・七％  
 経常的経費 五九・八％  
 となりまし。

歳入歳出総額それぞれ八億五千七百三十万円であります。

本年は何としても施設の有効適切な利用が一番の眼目であり、この運営に当って職員総力を挙げて努力する所存であります。

いままで、福祉年金の支払い月が一月、五月、九月となっていました。が、昨年の国民年金法改正で、四月、八月、十二月に変更されにことにより、年金の支払いは一か月づつ繰上りがります。

このため、ことし最初の年金は四月十一日から支払われますので忘れずに受けとってください。

4月中に

60歳になる人

大正7・4・2、大正7・5・1生まれ

◎ かけ金をかけ終りました  
 65歳になる人  
 大正2・4・2、大正2・5・1生まれ

◎ 老齢年金を請求しました  
 70歳になる人  
 明治41・4・2、明治41・5・1生まれ

◎ 老齢福祉年金を請求しました  
 70歳になる人  
 明治41・4・2、明治41・5・1生まれ

◎ 老齢年金受給者は非該当  
 1生まれ

### 「」どもを交通事故から守りましょう

#### 春の全国交通安全運動 四月六日～四月十五日

春四月、新入学や新入園のチビッ子が、新しいランドセルを背中に元気に手を振って通学する姿が目につく。春の交通安全運動は、四月六日から四月十五日までの十日間、全国一せいに春の交通安全運動が行われます。

最近の事故例を見ますと、交通弱者といわれる歩行者(特に子供と老人)、自転車利用者の事故が多く発生しています。残念なこと、子供の交通事故死の一位と二位は、毎年幼稚園児と一年生で占められています。

雪消えとともに子供の行動範囲が広くなり、学校からの帰宅後、遊びに出てという事故が多いようです。また子供は、なんでも大人のまねをしたがるものです。交通ルールも例外ではありません。子供の守り手になるよう正しい交通ルールを守りましょう。

◎運転者は

子供やお年寄りのそばを通るときはスピードを控え目に、間隔は十分にとって下さい。

子供は車が好きです。車を動かすときは、そばに子供が居ないか良く確認して下さい。

◎家族の方は

子供の遊び場所は安全な所を選んでやり、道路や交通量の多い道路付近では遊ばせないようにしましょう。

新入学児童のある家庭では、交通ルールをよく教え、通学路についても注意する点を具体的に教えておきましょう。

◎自転車利用者は

自転車は簡単に乗ることが出来ることから、つい乗り方が無造作になり、交差点等で合図も安全も確認もしないで事故になる例が多くあります。決められたルールを守り安全に乗るよう心掛けましょう。



◎投票できる人は  
昭和33年4月24日以前に生まれ、昭和52年12月28日から引続き3ヶ月以上和島村の住民基本台帳に記録されている人

◎県内で住所を移した人は  
・昭和52年12月29日以降和島村に転入届を行った人は、前住所の市町村で投票することになります。(この場合和島村の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。)

・昭和52年12月29日以降和島村から他の市町村へ転出した人は、和島村で投票することになります。(この場合も転出先の市町村長の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。)

◎投票は早めに  
投票できる時間は、午前7時から午後6時までです。早めに投票所へお出かけ下さい。

◎入場券を忘れずに  
投票所にお出かけのときは、入場券を忘れずにお持ち下さい。入場券が届かない時や、なくした方は申し出て下さい。

◎字が書けないとき  
体の故障や文盲のため字を書くことができない人は、投票所へ申し出ますと、係員が代わって書いてくれます。(投票の秘密は守られます。)

◎字はハッキリと  
候補の名前はハッキリ書きましょう。せつかく投票しても字が読みにくいと無効となることがあります。

◎開票  
開票は、4月23日午後7時より和島村総合福祉センター(遊戯室)にて行います。

# 4月23日投票日

# 県知事選挙

任期満了による新潟県知事選挙が三月二十九日告示され、四月二十三日投票となります。今後四年間の県政をまかせる大事な選挙です。あなたの一票が、県政の発展と県民の幸せを生みます。棄権をすることのないよう、みんなで投票しましょう。



立会演説会の開催  
4月18日午後一時より  
与板町民体育館

火の始末山に  
来るたび歩きたび  
山火の原因は、その殆んどがタバコの投げすてとたき火の不始末といった、不注意によるものばかりです。私達はもちろんのこと入山者にも次の点について注意しましょう。  
・タバコの吸殻は必ず消すこと  
・たき火の跡始末を完全に  
・マッチ・ライターの使用は、強風又は乾燥時には努めてさける



◎不在者投票の手続は早めに  
投票日当日、所用で投票所に行けない人は、前もって投票できる不在者投票の方法がありますので、この制度を利用して棄権しないようにしましょう。

不在者投票をしようとする方は、印鑑と入場券(届いていない時は不用)をお持ちの上、役場までおいで下さい。その場ですぐ投票できます。(但し住所を移した人は、証明書が必要となることもありますので右記の項をお読み下さい。)

- 不在者投票は、次の人ができます。  
・村外や、投票区外において職務に従事の人  
・やむを得ない用務または事故のため、村外に旅行中または滞在中の人  
・病気やお産などで、選挙当日の歩行が著しく困難の人  
・選管の指定病院や老人ホームなどに入っている人

◎不在者投票のできる日時  
不在者投票は、告示日の3月29日から投票日の前日の4月22日までで、土曜日や日曜日も行っております。  
時間は、午前8時30分から午後5時までです。

◎郵便による不在者投票  
身体障害者手帳の交付を受けている方で次の障害のある人は、その現在する場所で、郵便の方法で投票することができます。  
・両下肢もしくは体幹の障害で、1級または3級の人  
・心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害で、1級または3級の人  
他に選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりません。まだいろいろの手続きを行うこととなり、日数もかかりますので早めにご相談下さい。

火事・救急は119	(2月中)
火災件数	0件
1月からの累計	0件
救急車出動件数	7件
1月からの累計	12件

## 確定申告を

### 間違えたり忘れたときは

所得税の確定申告書を提出した後で、申告した金額に間違いのあることに気付いた人は、正しい金額に訂正することができます。  
また、すっかり忘れていて申告を忘れていた人は、早めに申告をして税金を納めてください。  
☆少なくとも申告をしたとき  
所得や税額の計算を間違えたため、納めるべき税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かったときは、なるべく早く正しい金額に訂正するための「修正申告書」を提出し、その差額の税金を納めてください。

☆納め過ぎたとき  
所得や金額の計算を間違えて、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税額が少ないことがわかったときは、来年の三月十五日までの間に、正しい金額に訂正するための「更正の請求」をすることができます。  
☆用紙などは税務署に  
「確定申告書」「修正申告書」及び「更正の請求書」の用紙は、税務署に用意してあります。  
なお、詳しいことは、税務署、税務相談室におたずねください。

## 不用犬引取り

県動物保護管理センターでは、次の日程で畜犬不用犬を引取ります。  
引取り日の前日午前中に役場か、与板保健所又は、県動物保護管理センターの、いずれかに連絡下さい。

- ・引取り料金 一匹 一〇〇〇円
- ・連絡先  
役場住民課三二二二番  
与板保健所  
〇二五八七二一三一五一番  
県動物保護管理センター  
〇二五八(三四)一四一六番

## 畜犬登録及び狂犬病予防注射を実施

昭和五十三年度第一回畜犬登録及び、狂犬病予防注射を左記により、実施しますので、犬飼育者は印鑑持参の上、必ずお出かけ下さい。

- 一、日時 四月十七日午後一時～二時三十分
- 二、場所 和島村役場前
- 三、料金 登録手数料 三〇〇円  
注射料 八〇〇円  
注射済票交付手数料二〇〇円  
合計 一三〇〇円



注射済票  
自宅訪問の場合 三〇〇円  
獣医師宅の場合 二五〇〇円  
鑑札と注射済票は必ず首輪につける

引	取	日	程
53年4月	17日	10月	2日 23日
5月	15日	11月	6日 20日
6月	1日 19日	12月	11日
7月	10日 24日	54年1月	17日
8月	7日 21日	2月	14日
9月	4日 18日	3月	5日 19日

# 健康よもやま

## 体温計の正しい使い方

体温計は、家庭に一～二本は備えてあるものですが、案外熱があっても測らなかつたり、正しい測り方でない場合が多いものです。  
一般的に使用される、腋窩検査のしかたは  
①腋窩の発汗を考慮して、検温前に必ずタオルでよく拭く。  
②水銀が下がっているのを確かめて、腋窩のくぼみに、体温計の先端を当てる。  
③次に腕を自然に下げ、両手を組む。  
④一分計でも、五分計でも、できれば十分間はさむ(最低五分必要)



以上のような点に注意し、正しい体温を測って、予防接種にのぞんだり、自分の健康管理に生かして下さい。また中には、体温計のない家庭がみうけられることもありますが、平素、必ず一本は準備しておきたいものです。

今月から、予防接種が始まりますが、検温はとても大切な健康状態を知る目安となります。予防注射に際し、断然より心掛けて欲しいことは  
(一) 乳幼児の体温は、三十七度～三十七度四分位ですが、個人差があり、ふだんから高めの子もいますので、健康な時にも測っておく。  
(二) 子供は、急に発熱しやしないものです。朝測ってなんともないからと安心せず、安静にした昼の体温も測る必要があります。  
(三) 子供は、急に発熱しやしないものです。朝測ってなんともないからと安心せず、安静にした昼の体温も測る必要があります。